

## 「日本再生の基本戦略」（抜粋）

平成 23 年 12 月 24 日 閣議決定

### 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

#### （2）分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

日本再生には、経済成長とともに、社会が安定し、国民が成長を実感し、将来に対する希望を持てる環境をつくることが重要であり、成功へのインセンティブと失敗へのセーフティーネットが必要である。現在は、所得中位層に属するいわゆる中間層の所得が全体的に低下し、総じて貧困化する傾向が見られ、中間層に様々な問題や不安を生じさせている。

このため、国民全体で社会の幅広い人々が成長の果実を享受できるような成長（インクルーシブな成長）と雇用の創出、質の向上、教育などを通じた分厚い中間層の復活を目指す。このため、まずは現在の中間層の活性化を図るために、国内の事業環境を魅力あるものに整えつつ、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材の育成を推進するとともに、生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る。また、コミュニティに支えられた持続可能で活力ある地域社会を再生する。これらを通じて、すべての人が社会に参加でき、お互いに支え合う社会を構築する。

#### ① すべての人々のための社会・生活基盤の構築

##### <基本的考え方>

グローバル化による海外の安い労働力との競争や ICT 化による定型業務の減少等が進み、産業構造が転換する中で、年収 200 万円以下の低所得者層が増加するとともに、非正規雇用が雇用者の 3 割を超え、不安定雇用が増加した結果、これまでのように働くことを通じて暮らしが上向きイメージが描きにくくなっている。このような中で、我が国を支えてきた中間層や若者に不安が広がり、格差の拡大、さらには全般的な貧困化が懸念されている。

このため、全員参加型の社会の実現を目指し、まずは経済を活性化し、新産業や地域における質の高い雇用の創出を図るとともに、これからの新しい中間層を支える若者の教育支援と就労促進、子どもと子育て家庭への支援、女性の活躍の促進や、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。また、雇用のミスマッチ解消、ランポリン型のセーフティーネットの整備等を推進し、ディーセント・ワークの実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮できる環境を整備する。

若者が夢と希望を持って働くことができ、女性、高齢者が更に活躍できるよう、政労使の社会的合意を進め、非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。また、家族の在り方の変容や共働き世帯の増加等を踏まえた新たな社会モデルの構築を目指す。日本が誇るべき「人の力」と「勤勉さ」をないがしろにすることなく、チャンスに満ちあふれた社会を目指すべくフロンティアを提示していく。

#### <当面、重点的に取り組む主な施策>

- 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行
- 就学支援の実施
- 子ども・子育て新システムの実現
- 女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等
- 希望者全員の65歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討
- 非正規労働者に関する新たなルールづくり
- 非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ
- 地域における雇用創出の取組の推進
- 社会的包摂政策の推進
- 「生活支援戦略（仮称）」の策定

#### ② 我が国経済社会を支える人材の育成

##### <基本的考え方>

高等学校卒業者の大学等への進学率が5割を超えている中、2012年3月卒業の新規学校卒業予定者の就職環境は、大学卒業予定者の就職内定率（2011年10月1日現在）が59.9%と2010年に引き続き最低水準となるなど、大変厳しい状況にある。また、人々の財・サービスの需要が変化してきており、その変化に対応したイノベーションを担う能力など、産業構造の変化に応じた職業能力が求められている。

このような中で、大学卒の新規就職者の3年以内の離職割合は3割程度、高等学校卒の新規就職者の3年以内の離職割合は4割程度となり、大学・大学院卒のニートも増加傾向にある。また、大学等の教育面での力点と企業の大学等への期待にミスマッチが生じている部分がある。さらに、国際競争の激化や非正規雇用の増加が進む中で、これまでのように企業内教育に依存するだけでは、能力の蓄積の機会を得づらくなってきている。

「新たな時代の開拓者たらん」という若者の大きな志を引き出し、自ら学び考える力を育む教育などの人材の開発につながるフロンティアを提示していく必要がある。産業構造の変化や新たな国際分業等に対応するために求められ

る人材ニーズを踏まえ、産学官の連携の下、人材育成システムの再設計を図り、人材の底上げやニーズに対応した多様な人材の育成を実現する。

このため、我が国経済のインクルーシブな成長を目指し、産学の連携・協力を図りながら、成長分野やものづくり分野における職業教育・職業訓練や、いわゆる「手に職を持つ」、「技術や専門性を有する」自営業者や個人事業主を育成するなど自立するための職業教育・職業訓練を強化し、実践的な職業能力評価の仕組みの導入を図る。また、若者の国際的視野を涵かん養する取組を推進し、語学力・コミュニケーション能力を含め、新たな価値やビジネスを創造できる能力を持つ人材を育成することが必要である。さらに、こうした方向に資する教育改革に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図る。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 社会を生き抜く力の養成
- 教育と職業の円滑な接続
- グローバル人材の育成
- 企業の採用慣行改革の促進
- 産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化

## 各分野において当面、重点的に取り組む施策（抜粋）

### (2) 分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

- ① すべての人々のための社会・生活基盤の構築
- 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行
  - 将来の中間層となる若者の就業を強力に促進するため、政労使の協議の中で、「学校」から「職場」への円滑な移行、雇用の拡大など、各省庁の垣根を超えた一体的な「若者雇用戦略（仮称）」を 2012 年の年央までに取りまとめ、実行する。
- 就学支援の実施
  - 経済状況にかかわらず意志と能力ある若者が進学できるよう、高校等における教育費負担の軽減に引き続き着実に取り組むとともに、教育貸付の改善や低所得世帯を対象とした授業料減免、奨学金等の充実に取り組む。
- 子ども・子育て新システムの実現
  - 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成 23 年 7 月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、恒久財源を得て早期に本格実施できるよう、税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。なお、恒久財源を確保するまでの間は、法案成立後、2013 年度を目途に、「子ども・子育て会議（仮称）」の創設など、可能なものから段階的に実施する。
- 女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等
  - 仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を進め、子ども・子育て新システムを推進するとともに、男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりを進める。
- 希望者全員の 65 歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討
  - 希望者全員の 65 歳までの雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置等を講じる。
- 非正規労働者に関する新たなルールづくり
  - 非正規労働者について、その雇用の安定と公正な処遇の実現を図るため、有

期労働契約に関する労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置を講じる。

- 非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ  
有期労働契約等に関する検討の状況等を踏まえ、2011年度内に非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンを取りまとめ、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて一体的に取り組を進める。
  - 地域における雇用創出の取組の推進  
地域における雇用の様々な課題に対応するため、雇用創出に関する地域の自主的・自立的な取組への支援を推進する。
  - 障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しの検討  
障害者権利条約批准に向け、障害者雇用分野における必要な対応を検討する。
  - 社会的包摂政策の推進  
様々な生活上の困難に直面している方に対して支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化の検討等を進め、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。
  - 「生活支援戦略（仮称）」の策定  
第二のセーフティーネットの構築に向け、生活困窮者に対する支援のための体制整備や、生活自立支援サービスの体系化等の検討を進めるとともに、生活保護制度の見直しを進め、2012年秋を目途に、総合的な生活支援戦略を策定する。
  - 社会福祉施設等の整備における国有地等の活用  
地域における福祉サービス等の提供体制の強化を図るため、国有地の定期借地制度等を活用した施設整備を推進する。
- ② 我が国経済社会を支える人材の育成
- 社会を生き抜く力の養成  
地域社会と連携しつつ、きめ細やかで質の高い指導や協働型学習の実現等の初等中等教育の充実、高等教育での専門分野の枠を超えた教育の強化等を行う。

○ 教育と職業の円滑な接続

職業意識をはぐくむため、初等中等教育から職業に関わる教育を進めるとともに、高等教育で人材像や能力の明確化を進めるなど、産業界の協力を得て、教育と職業の円滑な接続を図る。

○ グローバル人材の育成

高等教育機関の国際化を図るとともに、外国人留学生等の受入れ及び若者の留学の推進を図るなど、若者の国際的視野を涵養する取組を推進する。

○ 企業の採用慣行改革の促進

産学協働人材育成円卓会議の活用等を通じ産学の共通理解を醸成し、通年採用や卒業後3年以内の新卒扱い、ギャップイヤーの普及・促進、採用活動の早期化・長期化の是正等、企業の採用慣行の改革を促す。

○ 産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化

成長分野やものづくり分野において、必要な人材を質量両面で育成するため、在職者訓練を含めた産業界と教育機関等が連携した職業訓練の強化、地域において産学官が連携して職業訓練を実施する取組の推進や、中核的専門人材養成などの職業教育の充実を図る。

○ 実践キャリア・アップ戦略の推進

これまでの実践キャリア・アップ戦略の検討結果を踏まえ、地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。